

(1) 集落マスタープランの取組

- 集落マスタープランにおいては、将来像を明確にすることにより、それに向けた活動方策がより具体化され、また、集落内の役割分担が明確になり、共同で支えあう持続可能な体制整備が図られた。
- また、中間年評価において、140集落が集落マスタープランの達成に向けて「引き続き指導・助言が必要」とされましたが、集落の代表者等に制度の周知を図るなどし、令和元年度までには全ての集落で目標達成が見込まれる。

(2) 農業生産活動等の取組

- 耕作放棄の防止等の活動
  - ① 全ての市町、52,868haで耕作放棄地の防止等の活動が実施された。
  - ② 8市町、1,786haの農地が農振農用地に編入され、新たな取組がなされた。
  - ③ 既耕作放棄地の復旧への取り組みはなされなかった。
- 水路・農道等の管理活動
  - 水路は、7,485km(個別協定では4km)
  - 農道は、3,248km(個別協定では3km)
 を対象に、清掃・点検・修繕等が実施され、農業用施設が適切に維持・管理された。
- 多面的機能を増進する活動
  - ① 全ての市町、189haで多面的機能を増進する活動として、周辺林地の下草刈りを実施した。
  - ② 5市町、6haで市民農園や棚田オーナー制度に取組んだ。

## (3) 農業生産活動等の体制整備としての取組

### ○ A要件

加算措置により体制整備としての取組を行う機運が高まり、体制を維持・構築することが出来た。また、法人等の設立や農用地の集積など円滑的に行われた。

- ① 機械・農作業の共同化⇒ 6市町, 290ha 省力化・経費節減効果
- ② 高付加価値型農業の実践⇒ 4市町, 7ha 減農薬栽培や新品種の導入等, 産地のブランド化に効果
- ③ 農業生産条件の強化⇒ 4市, 6ha 農業基盤の強化が図られた。
- ④ 担い手への農地集積⇒ 5市町, 108ha 農地が担い手へ集積が図られた。
- ⑤ 担い手への農作業の委託⇒ 6市町, 95ha 農地に対し農作業の委託に取り組んだ。

### ○ B要件

新規就農者等の確保に取り組んだ結果, 新たな担い手の参加により, 集落参加者の期待が高まっている。

- ① 集落協定への新規参加者⇒3市町, 5人が参加し, 集落の営農活動を維持する人材確保につながっている
- ② 新規就農者の確保⇒4市町, 6人が参加し, 新たな担い手の確保につながっている
- ③ 地場産農産物等の加工販売⇒2市町, 3協定が実施し, 地産地消などに寄与している

### ○ C要件

農業生産活動の継続が困難となった場合の支援体制を事前に構築することで, 持続が困難となった場合の体制が働き, 農業生産活動の維持が図られた

集团的かつ持続可能な体制整備の実施⇒16市町, 769協定が実施し, 農業生産活動を行うための体制が図られた

## (4) その他協定締結による活動

- 集落連携・機能維持(加算措置)
  - ① 集落連携加算⇒3集落, 15haで実施され, 水稻防除, 鳥獣害対策, 水路等の補修, 希望農家に対する鶏糞肥料の配布などを計画的に共同活動で実施することで, 個人の負担が軽減された
  - ② 超急傾斜地農地保全管理加算⇒205ha(個別協定2ha)において, 鳥獣害防止策の設置, 点検・草刈り・補修などを行い, 農地の保全に取り組んだ。また, 棚田オーナー制度を活用し, 自然農法での水稻栽培を行うことで, インターネットや地元の直売所で販売するなどし, 販売促進等につながった
- 集落戦略  
集落戦略を作成⇒46協定, 1,515haにおいて, 集落の将来について話し合われるなどし, 地域の将来像を作成
- 地域・集落の活性化  
地域の行事や祭りにおいて, 中山間地域の協定参加者が中心となり実施及び参加し, 農産物の販売などを行うことで, 地域・集落の活性化に寄与している。また, 集落での話し合いの回数が増えることにより, 集落の連携感が増した。
- 集落協定の広域化・集落間連携  
集落協定の統合により, 交付金が増えたことにより, 農業機械の整備や除草管理等を効率よく行うことが出来た。また, 統合により, 新たな人材確保につながり, 農地の維持及び事務の軽減につながった
- 個人配分の上限交付額の引き上げ  
従来よりも協定における個人配分の比率が増加したことにより, 農地維持の円滑化につながっている  
また, 配分しやすくなり事務の簡素化となっている

## (1) 実践上の課題

今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるために、制度を推進して行くうえでの基本的な枠組みの課題について、市町、地域の意見提案等を具体的に記載

- 人員・人材に関する課題
  - ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少及びリーダーや活動の核となる人材不足(16市町)  
過疎化・高齢化による農業者が減少していく中、集落間連携及び広域化による相互補完の仕組み作りを検討
  - ② 担い手の不在(14市町)  
集落の実態に応じた農地利用調整が難しく、担い手への集約が進みにくい状況がある
- 営農に関する課題
  - ① 農地の生産条件(ほ場条件)の不利(2市町)  
狭隘で不整形な農用地が多く、道路も狭いため、大型の農業用機械での効率化が困難
  - ② 野生鳥獣の被害(14市町)  
深刻な鳥獣被害による生産意欲の低下などにより、耕作放棄地発生が増加している。さらなる対策を検討
  - ③ 農業収入の減少(3市町)  
米価格の低迷による農業収入の不足。都市との農村交流による販売促進を図っているが、需要が不足している
  - ④ 農作業の省力化(4市町)  
IT農業などによる農業の省力化が進んでいるが、高齢者が占める中、技術の導入が難しい
- 農村協働力(集落機能)に関する課題
  - ① 農村協働力の低下・共同取組活動の衰退(6市町)  
高齢化や人口減少により、活動回数を減らす集落が増加している
  - ② 集落内の話し合い回数の減少(2市町)  
毎年同じような活動を行う協定は話し合い回数が減少している
- 本制度に関する課題  
交付金返還措置への不安や協定期間の短縮、事務煩雑  
5年間の要件及び交付金返還要件、また、事務が煩雑などにより、次対策への参加を悩む集落が増えている

(市町評価から抜粋)

#### (1) 市町による総合評価

- 耕作放棄地の発生防止に効果があったとの回答がもっとも多かった(17市町)
- 次いで、水路・農道の維持管理に効果があった(16市町)、鳥獣被害が防止された(11市町)であった。
- 一方、今後の高齢化及び担い手不足に対し懸念や対策の必要性などの意見が見受けられ、条件不利地域の中山間地域において、当制度の評価は高く、制度の継続を望む声強い。

評価区分		市町数	割合
A	大いに評価できる	5	28%
B	概ね評価できる	12	67%
C	やや評価できる	1	5%
D	さほど評価できない		
E	ほとんど評価できない		
F	全く評価できない		
G	その他		

## (2) 県による総合評価

### 1 農業生産体制

- 全ての市町が、第4期対策に取り組んでいなければ協定農用地の一部は耕作放棄されていたと考えており、農業生産体制の維持に一定の効果があったと考えられる

### 2 所得形成

- 直接的には、交付総額の約50%が個人配分されており、所得形成に効果が発揮できていると考えられる。また、共同取組においても、本交付金を活用したトラクター等の共同機械・施設や鳥獣害防護施設の整備により生産コストや損失を削減することで、間接的に所得形成に寄与していると考えられる。

### 3 集落維持

- 本制度への取組により、協働意識(集落の農用地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識)が一定程度高まったと回答した市町は94%となっており、集落機能の維持に一定の効果があったと考える

### 4 行政取組等

- 本制度は、要件の複雑さや事務の煩雑さなどから、全ての市町で集落等への事務的支援を行っており、市町の支援が制度の活用を下支えしている。また、未実施地域での説明会や新規協定の策定に向けた地元調整等の取組により、第4期対策開始時以降、毎年度取組面積が拡大している

以上のことから、当制度の成果をおおいに評価できるものとする。しかしながら、高齢化等の進展により、今後、一層活動のリーダーや事務担当者、農業生産活動等の担い手が不足することが想定される。

今後は、担い手への農地集積に向けた支援を行うことで、収益性を高めるとともに、広域化の支援を通じて活動の継続性を高める必要があり、日本型直接支払制度の中での多面的機能支払との一体的な推進を図りながら、更なる取組の拡大を目指す。